多治見都市計画地区計画の決定(多治見市決定)

都市計画多治見駅北地区地区計画を次のように決定する。

部中計画多行兄駅北地区地区計画で 名 称			多治見駅北地区地区計画									
				多治見市音羽町1・2丁目、白山町1~3丁目地内								
	, ,			約11. 8ヘクタール								
域の	·			現在、この地区では、中心市街地における交通事情の改善、商業・業務機能の強化、都心居住の促進及び居住環境の保全等を図るために土地区画整理事業を施行している。								
整備・					そこで、本地区計画では、土地区画整理事業の効果を最大限高めることを目標に、商業・ 業務機能と居住機能が調和した、健全で、秩序ある快適な都市環境の創出と魅力的な街並み 形成をめざす。							
開発	その他当該地区の整備・開発及 び保全に関する方針				1・2地区」に3区分し、方針を次のように定める。							
及び保					「駅前地区」では、東濃地域の玄関口に相応しい賑やかで活気ある界隈の形成をめざす。 このため、健全な娯楽が享受できる地区として、飲食店、娯楽施設、文化施設等の誘導を図 る。							
全の方				「沿道地区」では、車利用による広域的な沿道空間の形成と都心居住のための新たな居住 空間の形成をめざす。このため、ロードサイド型商業施設の誘導と、中高層住宅の誘導を図 る。								
針					。 「住居1・2地区」では、商業地域における住宅地としての良好な環境の形成をめざす。 このため、低・中層住宅の他、比較的小規模な店舗や店舗付住宅等の誘導を図る。							
_	地区施設の配置及び規模				道路、公園は、土地区画整理事業により適正配置し整備する。							
区整					種	類	名 称		規模	Į.		
備計							区画道路	幅員4~17	. 5メートル、延長約2, 2	26メートル		
画					道	路	特殊道路	幅員4.5~	8メートル、延長約115ヵ	メートル		
									3メートル、延長約125メートル			
					公	園	街区公園 3箇所 面積約3,600平方メートル					
	建築物等	地区	地区の名称		駅前地口	区	沿道	地区	住居1地区	住居2地区		
	に関する 事項	分	地区の面積		約5.9%		約4.0分		約1.2%	約0.7%		
			勿の用途の制限		次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。							
)建築物の1 居住の用に(
				(2) 風俗営業等の規制 及び業務の適正化等に 関する法律第2条第6項 各号に該当する営業を 営むもの			制及び業務の適正化 等に関する法律第2	の適正化 法律第2 号に該当		及び業務の適正化等に 各号及び第6項各号に該		
									(2) カラオケボックス· の (2) 劇場 映画館 湾型			
									ナイトクラブその他こ	和25年政令第338号)第		
									(4) ボーリング場、スー他これらに類する運動			
									メートルを超えるもの	床面積の合計が500平方		
									畜舎	3平方メートルを超える		
1									(7) 倉庫業を営む倉庫			

		(3) 工原を (3) 工原 (3) 工原 (3) 工原 (4) 大学 (4) 大学 (5) 大学	食品製造工場等を除	(8) 工場(小規模な食品製造工場等を除く。)			
	建築物の敷地面積の 最低限度	150平方メートル(15 除く。)	0平方メートル未満の	換地で全部を一つの敷地として利用するものは			
	壁面の位置の制限	築物の非主要構造部では (宅地と都市計画道路の 「都市計画道路等」とい	出窓、ベランダその他 D間に公益施設用地を いう。) の境界線まで	階が設けられている場合の当該地階部分及び建これに類するものは除く。)から都市計画道路介在する宅地にあっては公益施設用地。以下の距離は、1.0メートル以上とする。なお、都市0.5メートル以上とする。			
	建築物等の高さの最 高限度			18メートル			
	工作物の設置の制限			門柱及び門塀の壁面から道路境界線までの 距離は、0.5メートル以上とする。また、門柱 及び門塀の道路境界線への投影長さの合計 は、道路1方向当たり3.0メートル以下とする。			
	建築物等の形態又は 意匠の制限	2. 屋外広告物は美観、	風致を損なわないもの	司辺環境に配慮した落ち着いた色調とする。 うとする。 5屋外広告物は掲出してはならない。			
		(1) 道路上の突出広告 物	(1) 道路上の突出広 告物	(1) 道路上の突出広告物			
		(2) 表示面積が 2 0 平 方メートル (ただし、 堅固な建築物に掲出す る場合は、1面30平方 メートル、1個あたり 120平方メートル) を 超える屋上広告物	(2) 屋上広告物	(2) 屋上広告物			
		(3) 1面20平方メートル、1個当たり40平方メートル、高さ10メートルを超える野立て広告物	(3) 1面20平方メートル、1個当たり40平方メートル、高さ10メートルを超える野立て広告物	(3) 1個当たり10平方メートル、高さ10メートルを超える野立て広告物			
		(4) 1個当たり30平方 メートルを超える壁面 広告物	(4) 1個当たり30平 方メートルを超える 壁面広告物	(4) 1個当たり10平方メートルを超える壁面広 告物			
				(5) 点滅する電飾広告物			
	垣又は柵の構造の制 限			道路に面した垣又は柵は、生垣又はフェンスとし、ブロック塀等これに類するものは設置してはならない。ただし、フェンス等の基礎でブロック等これに類するものの高さが0.6メートル以下のものはこの限りではない。			
	土地の区画形質の変 更の制限	土地の区画形質の変更を行う場合の盛土高さは、造成完了時の地盤面から0.5メートル以下とする。 ただし、敷地への出入上やむを得ないもの及び造園等部分的なものはこの限りではない。					
備	考	用途地域: 商業地域 建ペい率80分、容積率400分 特別用途地区: 特別工業地区(緩和) 駐車場整備地区					